

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月6日

【会社名】 株式会社ファステップス

【英訳名】 Fasteps Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 高橋 秀行

【本店の所在の場所】 東京都新宿区四谷四丁目32番4号

【電話番号】 03(5360)8998(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 村山 雅 経

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区四谷四丁目32番4号

【電話番号】 03(5360)8998(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 村山 雅 経

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
第7回新株予約権 26,998,146円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
2,027,025,546円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際し払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	14,826個(新株予約権1個につき100株)
発行価格の総額	26,998,146円
発行価格	新株予約権1個につき1,821円(新株予約権の目的である株式1株当たり18.21円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月22日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ファステップス 管理部 東京都新宿区四谷四丁目32番4号
払込期日	平成30年3月22日
割当日	平成30年3月22日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋支店

- (注) 1. 第7回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)については、平成30年3月6日(火)開催の取締役会において、発行を承認する決議が行われております。
2. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価格の総額を払い込むものとしします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととします。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。
遠南企業股分有限公司(Compuone Technology Inc.)
5. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数1,482,600株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。)は、金1,349円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。))の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額	<p>2,027,025,546円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価格の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成30年3月22日から平成33年3月19日までとする。(但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ファステップス 管理部 東京都新宿区四谷四丁目32番4号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新橋支店 東京都港区新橋二丁目1番3号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の当該権利の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。
2. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。
3. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。
4. その他
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,027,025,546	157,500,000	1,869,525,546

- (注) 1. 払込金額の総額は、第7回新株予約権の発行価格の総額26,998,146円及び行使に際して払い込むべき金額の合計額2,000,027,400円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額には、登記費用(登録免許税を含む)7,000,000円、割当予定先等調査費用500,000円、弁護士費用4,500,000円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表 能勢元)に対する新株予約権価格算定費用2,000,000円、及び有価証券届出書、開示資料等作成費用3,500,000円、フィナンシャル・アドバイザー費用(KINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITED 263 Main Street P.O.Box 2196 Road Town Tortola British Virgin Island 代表取締役 西浜大二郎)140,000,000円(内訳は、新株予約権の行使額の7%を支払う契約)からなり、157,500,000円を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

当社グループはこれまでソリューション事業におきまして、スマートフォン向けアプリケーションにおいては、ユーザーの獲得に努め、システム開発受託案件においては、開発リソースの確保・拡大に取り組み、利益率の高い案件の受注拡大に注力して参りましたが、既存顧客からの受注数減少、少額案件の集中により前年同期(平成29年2月期第3四半期連結累計期間)比で減収となりました。またアイラッシュケア事業においてはinstagramやblogをはじめとする、SNSでの情報提供に力を注ぎ、新規顧客の集客や既存顧客の維持に努めておりますが、前年同期(平成29年2月期第3四半期)比で減収となっております。

このような状況に加え、当社はグループ内の再編を図り、財務体質の改善を図ってまいりましたが、平成29年8月25日付適時開示「子会社の異動(株式譲渡)及び特別損益の発生並びに業績予想の修正に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、株式会社ピーアール・ライフ(以下、「ピーアール・ライフ」といいます。)を連結グループから除外したことにより、平成30年2月期第3四半期連結累計期間の売上高が前年同期比で79.6%の減少となるなど、縮小したグループポートフォリオの強化に向けてのコアとなる事業の早期立ち上げが当社の課題となっております。

そこで、当社グループは、仮想通貨関連事業において新たな事業を立ち上げるべく当社子会社である株式会社ビットワン(以下、「ビットワン」といいます。)及びBit One Hong Kong Ltd.(以下、「Bit One Hong Kong」といいます。)にて、日本国内並びに香港にて仮想通貨取引所事業の開始に対する取り組みを進めております。

さらに、平成30年1月12日提出の四半期報告書の「第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」でお知らせの通り、仮想通貨の採掘(マイニング)事業(1)のグローバル展開を通じ、事業基盤の更なる強化を図る予定であります。

昨今では、仮想通貨取引所ならびにマイニング事業をはじめとする仮想通貨関連事業は、その新規性や市場性から各企業が注目しており市場におけるプレゼンスを獲得するため競争が過熱していることから、当社グループとしても当該事業の立ち上げについては機動的な資金投下を行うことが必要と考えております。

本第三者割当増資は、上記に掲げる新規事業のさらなる成長の実現に向け、資金調達必要性が生じたことにより本新株予約権を発行するものであります。

上記に加えて、本新株予約権の発行により、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となります。当社は平成29年8月25日付適時開示「子会社の異動(株式譲渡)及び特別損益の発生並びに業績予想の修正に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、グループ内の再編を図り、財務体質の改善を図ってまいりました。結果、自己資本比率は平成30年2月期第3四半期連結累計期間において、前年同期比18.7%から53.5%へと回復致しました。ただし、ピーアール・ライフの連結除外により赤字幅は縮小されたものの、依然として当社グループにおける営業赤字は継続しており、新規事業の立ち上げと並行して継続した財務体質の補強は課題とされています。

上記、新規事業資金の調達並びに財務体質の継続した健全化を同時に実施するため、第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

- (1) 仮想通貨の取引記録の管理及び作成は、有志のコンピュータリソースを借りる事で成り立っています。取引記録の作成に参加して成功した場合には、報酬として新たに発行された仮想通貨が報酬として支払われます。この一連の仕組みを採掘(マイニング)と言います。

上記差引手取概算額1,869,525千円につきましては、下記のとおり充当する予定であります。

a. 新株予約権による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期

手取金の使途	金額(千円)	充当予定時期
当社孫会社(株式会社マイニングワン)への貸付金	1,359,699	平成30年4月～平成31年9月
当社子会社(株式会社ビットワン)への増資	209,826	平成30年3月～平成31年2月
当社孫会社(Bit One Hong Kong Ltd.)への貸付金	300,000	平成30年3月～平成31年2月

- (注) 1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。
 2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金での充当にて対応予定です。
 3. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

<平成28年8月8日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況>(平成30年3月6日現在)

平成28年8月8日提出の、勝山博文氏を割当先とする発行に係る有価証券届出書による調達資金の充当状況等については、以下のとおりです。当初の資金使途のとおりの充当を予定しているため、今回調達します使途には充当致しません。

(第5回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況)(平成30年3月6日現在)

(単位:千円)

具体的な使途	充当予定額	調達金額	未行使額	充当額	未充当額	支出予定時期
M&A及び業務提携の資金	212,863	147,823	65,040	25,920	121,903	平成28年11月～平成31年10月

<平成28年10月11日に提出した有価証券届出書における調達資金の資金使途、及び支出時期変更後の充当状況>(平成30年3月6日現在)

当社は、平成28年10月11日提出の有価証券届出書の「第一部 証券情報 第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途、(2)手取金の使途」にて開示したとおり、平成28年10月27日を割当日として新株予約権並びに新株予約権付社債の第三者割当による募集を行い、アイラッシュケア事業を含む総合美容事業のグローバル展開資金、運転資金として資金調達をいたしました。

その後、当該資金使途及び支出予定時期について、平成29年5月26日提出の第18期に係る有価証券報告書及び平成29年7月10日提出の第19期第1四半期に係る四半期報告書の「第一部 企業情報 提出会社の状況 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載のとおり変更し、また、平成29年12月18日付適時開示「第6回新株予約権および第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る資金使途および支出時期変更のお知らせ」で公表したとおり、資金使途の「アイラッシュケア事業を含む総合美容事業のグローバル展開資金」の一部について、マイニング事業開始に向けた実証実験のための機器購入等としてのマイニング事業資金、エムアンドケイ株式会社の株式譲渡代金弁済に充当する資金使途及び支出予定時期の変更をいたしました。

さらに、同日付適時開示「子会社による採掘(マイニング)事業の開始、それに伴う孫会社設立及び業務提携に関するお知らせ」のとおり、マイニング事業は新たに設立した当社孫会社(株式会社マイニングワン)が行うこととしたため、「アイラッシュケア事業を含む総合美容事業のグローバル展開資金」を本件の使途である「当社孫会社(株式会社マイニングワン)への貸付金」に充当することとし、以下のとおりの資金使途及び支出予定時期に変更しました。

(第6回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況)(平成30年3月6日現在)

(単位:千円)

具体的な使途	充当予定額	調達金額	未行使額	充当額	未充当額	支出予定時期
マイニング事業資金	130,000	130,000	0	130,000	0	平成29年12月～平成30年1月
当社孫会社(株式会社マイニングワン)への貸付金	183,059	104,379	78,680	0	104,379	平成30年3月～平成31年3月
エムアンドケイ株式会社の株式譲渡代金弁済	30,000	30,000	0	30,000	0	平成29年12月
合計	343,059	264,379	78,680	160,000	104,379	

(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により調達した資金の充当状況)(平成30年3月6日現在)

(単位:千円)

具体的な使途	充当予定額	調達予定額	未行使額	充当額	未充当額	支出予定時期
運転資金	18,000	18,000	0	18,000	0	平成28年11月～平成29年2月
金融機関への借入金返済	100,000	100,000	0	100,000	0	平成28年12月～平成29年1月
エムアンドケイ株式会社の株式譲渡代金弁済	270,000	270,000	0	270,000	0	平成29年5月～平成29年12月
合計	388,000	388,000	0	388,000	0	

<手取り金の具体的な使途>

当社孫会社(株式会社マイニングワン)への貸付金

当社は、平成29年12月18日付適時開示の「子会社における採掘(マイニング)事業の開始、それに伴う孫会社設立及び業務提携に関するお知らせ」で開示した通り、平成30年1月16日付で設立致しました、当社孫会社である、株式会社マイニングワン(以下、「マイニングワン」といいます。)にて、マイニングセンターを同社が所在する沖縄にて開設しマイニング事業を新たに展開する予定であります。

マイニングワンで行うマイニング事業を効率的に行うためには、仕様変更やニーズ変化に即応できる非常に高度なプログラミング技術やノウハウが必要となります。具体的には、多種多様なマイニングに必要なハッシュ計算のプログラムを、消費電力を抑えつつ、より効率的に動作するように改良する技術・ノウハウや、グラフィックドライバやビデオ BIOS、ネットワークのチューニング、グラフィックボードのハッシュ計算の能力を最大限に高める GPU プログラミング技術が必要となります。

これらの技術をマイニングワンにおいて円滑に確保・運用するにあたり、すでにマイニング事業を開始しており、当該事業に対する技術・ノウハウに長けている株式会社クオンタムドライブ(以下、「クオンタム社」といいます。)との業務提携契約に基づき、事業運営のノウハウ等の協力をいただきながら推進致します。マイニングワンとクオンタム社が協働するマイニング事業における実証実験を施行しており、一定の収益が確保できることを確認しております。

こうした実証実験を基に本格的な事業展開を推進するにあたり、上記の技術を運用可能な次世代マイニングチップなどハードウェア機器の購入ならびにマイニングを行う施設(マイニングセンター)における電力設備工事が必要となります。

上記の機器の仕入については、すでに当該事業を運営しており、ハードウェア機器の製造・販売を行う台湾現地法人との強力なネットワークを有するクオンタム社を通じて行い、電力設備工事は現地沖縄における法人に対して依頼を行う予定をしております。

上記<平成28年10月11日に提出した有価証券届出書における調達資金の資金使途、及び支出時期変更後の充当状況>で記載のとおり、第6回新株予約権の行使により調達をした資金のうち183,059千円を本資金使途である「当社孫会社(株式会社マイニングワン)への貸付金」へ変更し、マイニング事業への充当を予定しております。

本第三者割当増資により調達した資金1,359,699千円に第6回新株予約権の行使により調達した183,059千円を加算した1,542,758千円を充当する予定であります。

内訳はマイニング事業にかかるハードウェア機器の購入(1800セットを予定)として1,415,232千円、電力設備工事として、127,526千円の支出を予定しております。なお第6回新株予約権の行使により調達した183,059千円はハードウェア機器の購入に充当する予定です。

なお当該資金については、当社より本新株予約権の行使による調達の範囲内で投資を行う予定であり、マイニングワンへの貸付を通じて資金充当を行う予定です。マイニングワンは貸付による調達がされ次第、平成30年4月～平成31年3月の期間において随時本資金使途へ充当を行う予定です。

当社子会社(株式会社ビットワン)への増資

当社グループは、当社子会社であるビットワンにて、仮想通貨取引所事業の開始に向けた取り組みを進めております。仮想通貨取引所事業の開始については、金融庁に対して仮想通貨交換業の登録申請に向けた相談を行うなど、着々と準備を進めております。また、それと並行して、現在、ビットワンの運営する取引所システムの構築を進めており、仮想通貨交換業の登録が行われた後に事業開始を予定しております。

仮に登録が行われない場合などの事態により、資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。取引所運営事業における運転資金として、平成31年2月末までの運営に係る人件費やプロモーションに係るマーケティング費用として、209,826千円を見込んでおります。なお当該資金については、当社で調達した資金をビットワンへの増資を通じて資金投入する予定です。

当社孫会社(Bit One Hong Kong Ltd.)への貸付金

当社グループは、国内における仮想通貨取引所だけではなく、香港においてもビットワンの子会社であり、当社孫会社であるBit One Hong Kongにおいて仮想通貨取引所の開設準備を行っており、平成30年4月2日には仮想通貨取引所の口座開設申込受付を予定しております。平成31年2月末までの運営に係る人件費やプロモーションに係るマーケティング費用として、300,000千円を見込んでおります。なお当該資金については、当社で調達した資金をBit One Hong Kongへの貸付を通じて資金投入する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

a. 割当予定先の概要	名称	遠南企業股分有限公司(Compuone Technology Inc.)
	本店の所在地	Rm. 809, 8F., No.10, Sec. 1, Chongqing S. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan
	国内の主たる事務所の責任者及び連絡先	国内に事務所は存在しないため、該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	董事長 谷 彦琪(KU YEN CHI)
	資本金	NTD1,350,000
	事業内容	パソコン関連製品の販売
	主たる出資者及びその出資比率	董事長 谷彦琪(KU YEN CHI) 74.1% 谷彦璋 25.9%
b. 当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 本書提出日現在の関係を記載しております。

b. 割当予定先の選定理由

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする第三者割当による新株式、新株予約権、新株予約権付社債及び行使価額修正条項付新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況のなかで、当社の大株主であるKINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITEDの西浜大二郎氏へ資金調達の相談を行ったところ、同氏より紹介を受けた割当予定先より本新株予約権の引き受けに係るスキーム及び条件の提示を受けました。

割当予定先より提示されたスキーム及び条件は、当社の業績を勘案すると新株式発行で引き受けることは難しいため、新株予約権のみで引き受けるというものでありました。

当社としては、本件の資金使途が当社グループの運転資金であり、支出時期が段階的になることを勘案した結果、当該案件は段階的に資金調達ができ、一度に大幅な希薄化が生じることを回避できると考えられたことから新株予約権のみを割り当てる方法での資金調達を更に具体的に検討するため、当該割当予定先の代表であり、西浜氏の旧知の友人である谷彦琪氏と当社代表が平成30年1月に香港にて面会し、詳細な条件の交渉を致しました。

後記「6 大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおり、当該提案を含め他の資金調達方法についても検討した結果、割当予定先より提案を受けた本第三者割当による資金調達方法が、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社の資金ニーズに合致していると判断いたしました。

また、割当予定先は台湾を拠点に電子部品を取り扱う専門商社であり、当社が資金使途とするマイニング事業における機器分野へのネットワークを有し業界に精通していると考えており、当社の事業成長のビジョン及び価値観に理解いただけたため本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

c. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数 1,482,600株

d. 株券等の保有方針

割当予定先とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、割当予定先からは当社の企業価値向上を目指す純投資である旨、口頭にて意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けるこ

ととなる当社普通株式については、市場への影響を勘案することを前提に、株価の推移を見ながら売却していく方針であると伺っております。

e. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権に係る払込みについて、割当予定先が外国法人であることから国外口座から国内口座への資金移動をスムーズに実行することを鑑み、当該割当予定先が預入を行いましたNKサービス合同会社(住所:東京都千代田区神田神保町2-20 代表社員 中尾博)(以下、「NKサービス」といいます。)との売買代金の保管・管理に係る委任状及び銀行預金口座の残高証明書を受領し、平成30年2月7日時点の銀行預金残高にて、NKサービスの口座に割当予定先の資金が確保されていることを確認しています。なお、NKサービスの口座残高は割当予定先が有する当社の大株主であるKINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITEDに対する売掛金の回収金として、KINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITEDが、NKサービスとの常任代理人契約に基づき、従前からNKサービスに預託してあった資金について、平成30年1月9日付のKINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITEDからNKサービスに対して送付された「預託資金に関する通知書」により、当該資金が3億5,000万円に至るまで割当予定先の資金とする旨の指示を受けたことにより、NKサービスが割当予定先の資金として管理している資金であり、全額割当予定先の自己資金であることを割当予定先の代表者である谷氏より口頭にて確認しております。また、NKサービス及びKINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITEDからも同様の説明を口頭で受けており、NKサービスからは、当該平成30年1月9日付のKINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITEDからNKサービスに対して送付された「預託資金に関する通知書」の写し及び平成30年2月7日付のNKサービスの口座の資金が割当予定先の資金として管理されている旨が証明されている通知書の提出を受けております。

現時点における預金残高(311,904,255円)からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、本新株予約権の行使により、取得した株式を段階的に売却し、当該売却により獲得した資金を本新株予約権の行使に充当することを割当予定先から確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

f. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及び当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実はないことを証する確認書を割当予定先より受領しました。また、独自に第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(住所:東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役:羽田寿次)に調査を依頼し、同社より当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物(KINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITED及びその代表者である西浜大二郎氏および、当該割当予定先が預入を行いましたNKサービス及びその代表者である中尾博氏)等についても暴力団等との関わりを示す情報などはなく、情報量が比較的少ないことから、取引を継続するにあたり、現地に於いての事業実態をヒアリング等の手法を用い、確認する事が必要であるものと考察されるものの、暴力団等との関わりのあるものではないと判断される旨の調査報告書を受領しました。

上記の報告書のとおり比較的情報量の少ないことを受け止め、直接のヒアリングの必要性を鑑み当社代表である高橋が平成30年1月中旬に香港にて、割当先の谷氏と面談し、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを口頭で確認しております。以上の方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格等の算定根拠及びその具体的内容

第7回新株予約権の行使金額については、第7回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書による算定結果

(本新株予約権1個につき1,821円)を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を同額の1,821円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、当社株価1,349円(平成30年3月5日の終値)、行使価額1,349円、ボラティリティー57.92%(平成27年2月~平成30年2月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間3年、リスクフリーレート0.129%(評価基準における中期国債レート)、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき1,821円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日である平成30年3月5日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,349円といたしました。

なお、行使価額1,349円は、当該直前営業日までの1か月間の終値平均885円に対する乖離率は52.43%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均811円に対する乖離率は66.34%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均739円に対する乖離率は82.54%となっております。

行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

なお、当社取締役会にて、当社監査等委員会の見解として、本株式の発行価額の算定方法については、市場慣行に従った一般的な方法であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

- ・ 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使可能期間最終日(平成33年3月19日)に時価が行使価額以上である場合には残存する第7回新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。具体的には、行使期間中において、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。
- ・ 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による第7回新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは第7回新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。
- ・ 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり2,400株(最近3年間の日次売買高の中央値である24,000株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付に伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。
- ・ その上で、当社は第7回新株予約権の公正価値(1個当たり1,821円)と第7回新株予約権の払込金額を比較し、同額であることから特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社とは、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、監査等委員会から上記意見表明についての説明を受け、取締役全員の賛同のもと、本新株予約権の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は、1,482,600株、議決権個数は14,826個であり、当社発行済株式総数5,776,987株(議決権個数57,380個)を分母とする希薄化率は25.66%(議決権の総数に対する割合は25.84%)となります。

また、割当予定先は本新株予約権を行使して取得した当社株式1,482,600株を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は529,890株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は867,654株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は1,043,700株、となっており、一定の流動性を有しております。また、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数1,482,600株を本新株予約権の行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は2,017株(小数点以下切捨て)となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の0.38%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の0.23%、直近1か月間の1日当たりの平均出来高の0.19%となるため、本資金調達及ぼす株価への影響は限定的であると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社といたしましては、当社グループが今後、持続的な成長を遂げるためには新たな収益源の確保と安定的な財務基盤の構築が最重要課題と認識しております。当該課題に対して今回の資金調達は、当社孫会社(株式会社マイニングワン)への貸付金、当社子会社(株式会社ビットワン)への増資、当社孫会社(Bit One Hong Kong Ltd.)への貸付金へ充当する予定であります。これらは縮小したグループポートフォリオの強化のため、当社が取り組んでおります新規事業の早期立ち上げに充当する予定であり、本第三者割当増資は必要不可欠であると考えております。

また本第三者割当増資は、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能であるため安定的な財務基盤の構築に資するものと見込んでおります。

このように当社及び当社グループの収益基盤の強化に伴う業績回復及び財務体質の改善が進むことによって中長期的に既存株主様の利益に資するものと見込んでおります。よって今回の第三者割当による新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

但し、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、後記「6.大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおり、本第三者割当増資に関して、その必要性及び相当性について当社社外取締役かつ監査等委員(公認会計士 松山昌司氏、税理士 堤田健二氏、公認会計士 山田奨氏)に意見を求めました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の第三者割当により発行される株式数の最大数(1,482,600株)は、平成29年11月30日現在の発行済株式総数 5,776,987株(総議決権数 57,380個)に対して合計25.66%(議決権比率 25.84%)となることが見込まれます。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
BMI(Japan)Investment Holdings Limited (常任代理人 世紀華亜投資株式会社)	33/F., SHUI ON CENTRE, NOS. 6-8 HARBOUR ROAD, WAN CHAI, HONG KONG (東京都中野区本町 6 -27-13)	1,681,587	30.36%	1,681,587	23.95%
遠南企業股分有限公司 (常任代理人 NKサービ ス合同会社)	Rm. 809, 8F., No.10, Sec. 1, Chongqing S. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (東京都千代田区神田神保町 2 -20)			1,482,600	21.12%
(株)アクセル	東京都台東区台東 1 - 31 - 9	477,000	8.61%	477,000	6.79%
KINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITED (常任代理人 NKサービ ス合同会社)	263 Main street P.O.Box 2196 Road Town Tortola British Virgin Island (東京都千代田区神田神保町 2 -20)	340,000	6.14%	340,000	4.84%
鞍馬 秀樹	東京都大田区	183,300	3.31%	183,300	2.61%
NKサービス合同会社	東京都千代田区神田神保町 2 丁目20番地第 2 富士ビル 2F	115,000	2.08%	115,000	1.64%
清水 武志	東京都江戸川区	102,500	1.85%	102,500	1.46%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 - 2 -10	90,200	1.63%	90,200	1.28%
勝山 博文	千葉県浦安市	80,000	1.44%	80,000	1.14%
北澤 吉和	東京都江戸川区	57,500	1.04%	57,500	0.82%
計		3,127,087	56.47%	4,609,687	65.66%

- (注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年8月31日現在における株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年8月31日現在における株主名簿に基づき、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する株式に係る議決権数を加えて算出しております。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

a. 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、当社孫会社（株式会社マイニングワン）への貸付金、当社子会社（株式会社ビットワン）への増資、当社孫会社（Bit One Hong Kong Ltd.）への貸付金へ充当する予定であります。これらは縮小したグループポートフォリオの強化のため当社が取り組んでおります新規事業の早期立ち上げに向け、資金調達は必要不可欠であると考えております。

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、割当予定先からの提案を含む以下に記載の他の資金調達方法について検討した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断しております。

また、本第三者割当増資は、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることや、新規事業資金の調達並びに財務体質の継続した健全化を同時に実施できることから、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

（他の資金調達方法の検討）

エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては適切ではないと判断致しました。

第三者割当による新株式の発行により資金調達を行うことが考えられ、この場合、発行と同時に資金調達が完了させることができますが、株式の希薄化が一気に進行することによる株価への下落等、既存の株主様の株式価値への悪影響が懸念されます。また、現時点において新株式の引受を行う投資家を見つけることはできませんでした。

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、当社にとって適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、東京証券取引所有価証券上場規程により、最近2年間に於いて経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オフリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施できない状況にあります。

銀行借入や普通社債による調達については、金利や手数料等の費用負担が増加してしまうため、当社の財務体質の安定に加えて、資本の充実に図る観点からは今回の資金調達の手法としては適切ではなく、また、当社の財務状況を鑑みると実現可能性は厳しいものと考えております。

<資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権を選定した理由>

本新株予約権による資金調達方法は、一般的に段階的な新株式の発行が可能であることから、新株式の発行による資金調達と比べて急激な希薄化は抑制され、株価への影響が軽減されることが期待できます。

また、本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社と割当予定先である後方支援投資事業組合は、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

(本新株予約権の特徴)

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は1,349円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、本新株予約権に買取請求権(取得条項)を設定することは、当社の資本政策の柔軟性を確保しておく観点からも、割当予定先の行使促進を促すという観点からも、当社にとっては有利であります。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

(メリットとなる要素)

新株予約権は、発行当初から行使価額は1,349円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から1,482,600株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

本新株予約権には、上述「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)」の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができます。

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限が付されております。

(デメリットとなる要素)

本新株予約権の行使が進んだ場合、1,482,600株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることとなります。

当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。

以上の点から、他の手法と比較して、新株予約権による本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断しております。

b. 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は1,482,600株(議決権数14,826個)であり、取締役会決議前における発行済株式に係る議決権の数57,380個に対して、25.84%の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、当社孫会社(株式会社マイニングワン)への貸付金、当社子会社(株式会社ビットワン)への増資、及び当社孫会社(Bit One Hong Kong Ltd.)への貸付金に充当する予定であり、これらは当社の収益力の改善に向けた利益率の改善及び財務体質の安定を実現するためには、必要不可欠であると考えていることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権の第三者割当に係る議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本第三者割当には東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」の適用があり、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手をしております。

具体的には、当社の社外取締役かつ監査等委員(公認会計士 松山昌司氏、税理士 堤田健二氏、公認会計士 山田奨氏)の計3名で構成された第三者委員会に本第三者割当増資の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、平成30年3月6日付で意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。第三者委員会による意見については、以下の通りです。

・ 本第三者割当増資の必要性について

「以下に述べるように、貴社において、本増資により資金調達を行う理由には一応の合理性が認められ、本増資により資金調達を行う必要性が認められる。

まず、貴社グループにおけるシステムソリューション事業及びアイラッシュケア事業は、いずれも減収傾向にあり、また、貴社は、平成29年8月25日付けで株式会社ピーアール・ライフを連結グループから除外したことにより、平成30年2月期第3四半期の売上が前年同期比で79.6%の減少となった。そこで、貴社グループにおいては、グループポートフォリオの強化のための新規事業立上げが課題となっている。また、貴社グループは営業赤字が継続しており、財務体質の補強も課題となっている。

そのような中、貴社グループは、グループポートフォリオ強化のため、貴社グループのコアになる新規事業として、貴社子会社である株式会社ビットワンにて、仮想通貨取引所開設に向けた取組みを始めるとともに、貴社子会社である株式会社マイニングワンにて仮想通貨の採掘(マイニング)事業を開始し、また、これら仮想通貨関連事業をグローバル展開する予定である。

競争の激しい仮想通貨関連事業においては、機動的な資金投下を行うことが必要であることから、貴社は、本増資を行うことを決定し、本増資により調達した資金を、仮想通貨関連事業を行う貴社子会社及び孫会社に対する出資金及び貸付金に充当し、同事業の設備投資資金及び運転資金とする予定である。

本増資により、仮想通貨関連事業を貴社グループのコア事業として成長させ、貴社グループの収益基盤が強化されるとともに、貴社のもう一つの課題である財務体質の健全化も同時に図られることになる。

上記のとおり、貴社グループにおいては、既存事業が減収傾向にあることなどから、グループポートフォリオ強化のためにそのコアとなる新規事業を立ち上げる必要性が認められるところ、仮想通貨関連事業について貴社は既に一定の技術検証を終え、収益性があることを判断しているとのことであり、同事業に資本を投下することには、一応の合理性が認められる。

また、仮想通貨関連事業は、新規参入を図る企業による競争が激しい状況にあるところ、機動的な資金投下を行い、設備投資資金や運転資金を充実させることにより、市場におけるプレゼンスを獲得できる可能性が上がると考えられ、このことから、同事業に資本を投下する一応の合理性が認められるといえる。

なお、仮想通貨関連事業につき、貴社において事業計画を作成しており、本答申書は同計画の内容が合理的であることを前提としている。したがって、貴社において収益の柱となる新規事業として、仮想通貨関連事業の展開を進めていくという判断は一応合理的なものであると認められる。

また、本増資の規模についても、仮想通貨関連事業の強化に必要な金額であり、これにより収益基盤が強化すれば、時価総額増加も期待できることから、一応の合理性が認められる。

さらに、本増資の割当予定先についても、貴社株価や既存株主の利益に充分配慮しつつも必要資金を確実に調達したいという貴社のニーズに合致する資金調達提案があったことや、割当予定先が貴社の事業成長ビジョン及び価値観を評価していることが認められる。

以上より、貴社において、本増資により資金調達を行う理由には一応の合理性が認められ、本増資により資金調達を行う必要性が認められる。」

・本第三者割当増資の相当性について

(1) 本新株予約権の適法性について

ア．有利発行該当性

「本新株予約権発行は、以下のとおり有利発行に該当するものではない。

本新株予約権の発行要項のとおり、本新株予約権発行における払込金額は新株予約権1個当たり1,821円、計2,699万8,146円である。

新株予約権の払込金額が「特に有利な金額であるとき」(会社法第238条第3項第2号)とは、発行時点における新株予約権の公正な価値を著しく下回る払込価格で会社が当該新株予約権を発行することをいう。そして、新株予約権の公正な価値とは、権利行使価額、交付される株式の時価、当該株式のボラティリティー、行使期間、金利、剰余金配当の影響、新株予約権の行使による希薄化の影響等を要素にオプション評価理論を用いて算出されるものをいうと解されている。

これを本件についてみると、本新株予約権発行の払込金額は、貴社が貴社及び遠南企業股分有限公司から独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に価額算定を依頼し、同社において、上記行使価額(本増資に係る貴社取締役会決議日の前営業日(平成30年3月5日)の東京証券取引所における貴社普通株式の終値1,349円と同額である。)、貴社株式の株価及びボラティリティー、権利行使期間、取得条項が付されていること、本新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性、貴社の信用リスク等を要素に、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて合理的に算出された新株予約権1個当たり1,821円との公正価額と同額である。そこで、上記払込金額は、本新株予約権の公正価格を著しく下回るものとは認められないことから、「特に有利な金額」には当たらないと認められる。」

イ．その他、本新株予約権発行の適法性に関する事項

「本新株予約権発行の適法性に疑義を生じさせる事由は見当たらない。ただし、当職らは、本増資が「著しく不公正な方法」(会社法第247条第2号)により行われたものであるか否かについては、意見を明示的に述べるものではないが、当職らが調査した範囲においては、本新株予約権発行が「著しく不公正な方法」によって行われたと推認させる事情は見当たらない。」

(2) 新株予約権の新規発行(第三者割当)を選択することの相当性について

「貴社が資金調達の方法として、借入、新株式発行等でなく、本増資を選択した理由は、まず、銀行借入や普通社債については、貴社の財務状況に鑑み、実現可能性が低いこと、金利等の費用負担が増加すること、財務体質の安定に加え資本の充実を図る観点などから、今回の資金調達手法として適切でないと判断した、とのことである。現在の貴社の財務状況に鑑みると、これらの手段による資金調達が困難であることは否定し難く、これらの手段を選択しないことには一応の合理性が認められる。

また、公募増資や株主割当増資でなく、第三者割当によることになった理由については、これらの方法では調達できる金額が明確でないため、本増資の手段として適していないと判断した、とのことである。貴社の財務状況等に鑑み、これらの方法で貴社が必要とする金額を調達できるかどうかは疑わしいこと、貴社があらゆる資金調達手段を検討していたところ、貴社大株主より割当予定先を紹介され、第三者割当を引き受けるとの提案があったことを考慮すると、貴社が第三者割当の方法を選択したことには合理性が認められる。

また、遠南企業股分有限公司の本増資に係る資金について問題がないと確認されていることから、貴社の割当先選定に係る判断には一定の合理性が認められる。

そして、第三者割当による新株式発行については、発行と同時に資金調達を完了させることができる利点があるが、新株式の引受先となる投資家は見つけることができず、また、株式の希薄化が一気に進行することによる株価への下落等、既存の株主が有する株式価値への悪影響に鑑みると、新株予約権の発行の方が適切であると判断した、とのことである。

確かに、株式の希薄化という観点からは、新株予約権という方法は、大規模な希薄化を一度に生じさせることがないため、新株式の発行に比べて希薄化の影響を一定程度抑制することができる。また、新株式発行の引受先は見つからなかった一方で、遠南企業股分有限公司から新株予約権の引受けの提案があったことに鑑みれば、機会を逃さずに資金調達を実現するため、かかる提案を受ける判断をしたことにも一応の合理性が認められる。

なお、株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)は、株価に対する直接的な影響が大きく適切でないと判断したこと、コミットメント型ライツ・イシューは資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想されるため、適切な資金調達方法ではないと判断したことにも、一応の合理性が認められ、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、東京証券取引所有価証券上場規程の定める基準により実施できないことが認められる。

したがって、貴社が資金調達の方法として本増資を選択したことについては、相当性が認められると解する。」

(3) 本第三者割当増資に係る新株予約権発行条件の相当性

「本増資による本新株予約権発行の条件については、以下のとおり、相当性が認められると解する。

まず、上記(1)アのとおり、本新株予約権の払込価格は、公正価値と同額である。

次に、本増資による潜在株式の発行数量及びそれに伴う希薄化率についてであるが、本増資の対象となる潜在株式数は、148万2,600株(議決権ベースで1万4,826個)であり、現在の発行済株式数の25.66%(100株を単元株式とした議決権ベースで25.84%)にあたり、既存株式の希薄化が生じることとなることを見込まれるものである。

しかし、本増資によって、貴社の企業価値及び株式価値の向上に資するものであるから、本増資による発行数量及び希薄化の規模は、貴社の少数株主にとっても、合理的であると認められ、それを覆すに足りる特段の事情は認められない。

すなわち、上記のとおり、他の資金調達方法との比較では本増資による本新株予約権発行が最も有効かつ確実な資金調達方法なのであるが、この方法によれば既存株式の一定の希薄化は免れ得ない。そこで、希薄化が生じてもそれによる少数株主の損失を回復させるに足る効果が見込まれれば、その希薄化率は合理的なものにとどまるといえることができる。そして、本増資は、仮想通貨関連事業の資金調達により貴社グループの収益基盤を強化して将来の利益に対する期待を高めることにつながり、貴社グループの企業価値及び株式価値の向上に資するとのことであり、その点において、本増資による発行数量及び希薄化の規模は合理的である。

加えて、第三者割当による希薄化率は必要な資金調達の規模と連動せざるをえないところ、本増資における必要な資金規模に関しては、仮想通貨関連事業の資金調達のため必要な金額に連動しており、これら資金調達の必要性が認められる以上、希薄化率が合理的範囲を逸脱していないとの判断を覆すに足りる理由は見出せない。

したがって、本増資による本新株予約権発行の条件については、相当性が認められると解する。」

(4) 小括

「以上より、本増資に係る本新株予約権の発行は適法であり、第三者割当という方法が他の資金調達手段に優越することも認められるうえ、本増資の条件の相当性が認められる。したがって、本増資による本新株予約権発行の相当性が認められ、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。」との意見を得ております。

結論

「以上より、本増資による本新株予約権発行には必要性及び相当性が認められる。」との意見を得ております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減

後記、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第18期)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日(平成29年5月26日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年3月6日)までの間において、以下のとおり、変化しております。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成29年3月1日～平成30年3月6日 (注)	1,485,000	6,261,987	209,910	1,484,207	209,910	500,407

(注) 第5回新株予約権及び第6回新株予約権並びに当社役員員に向けて発行した新株予約権(ストック・オプション)の行使により、発行済株式総数が1,485,000株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ209,910千円増加しております。

2. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第18期)及び四半期報告書(第19期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、変更はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第18期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成29年5月29日提出の臨時報告書)

提出理由

当社は、平成29年5月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年5月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役として、高橋秀行、村山雅経、石橋雄一、Lo Wah Wai(盧華威)を選任する。

第2号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として監査法人アリアを選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
高橋 秀行	23,642	154	0	(注) 1	可決 99.4
村山 雅経	23,642	154	0		可決 99.4
石橋 雄一	23,642	154	0		可決 99.4
Lo Wah Wai(盧華威)	23,642	154	0		可決 99.4
第2号議案 会計監査人選任の件	23,642	154	0	(注) 2	可決 99.4

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成29年8月3日提出の臨時報告書)

提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

主要株主の異動

(1)当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの

株式会社アクセル

(2)当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの

株式会社アクセル

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	4,770個	10.07%
異動後	4,770個	9.32%

(注) 1. 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成29年2月28日現在の議決権個数47,382個を基準としており、異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成29年8月1日付けにて新株予約権の行使による株式発行により増加する議決権数(3,800個)を加えた数を除して算出しております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点第三位を四捨五入しております。

(3)当該異動の年月日

平成29年8月1日

(4)その他の事項

本報告書提出現在の資本金の額

1,327,685千円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 5,156,987株

(平成29年8月30日提出の臨時報告書)

提出理由

当社は、平成29年8月25日開催の取締役会において、当社の特定子会社である株式会社ピーアール・ライフの発行済株式の51%である株式1,530株を譲渡することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規程に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

・特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1)当該異動に係る特定子会社の名所、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 : 株式会社ピーアール・ライフ
本店の所在地 : 東京都台東区台東一丁目31番9号
代表者の氏名 : 代表取締役 中尾 博
資本金の額 : 10,000 千円
事業の内容 : 広告代理店業

(2)当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 : 1,530個

異動後 : - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 51.0%

異動後 : - 個

(3)当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社は、平成29年8月25日取締役会において、当社連結子会社である株式会社ピーアール・ライフの株式1,530株を株式会社ドリームデベロップメントへ譲渡することを決議いたしました。本譲渡に伴い、株式会社ピーアール・ライフは当社の特定子会社に該当しないこととなります

異動の年月日 : 平成29年8月25日

・財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく報告)

(1)当該事象の発生日

平成29年8月25日

(2)当該事象の内容

当社は、平成29年8月25日取締役会において、株式会社ピーアールライフの株式1,530株を株式会社ドリームデベロップメントへ、譲渡することを決議されたことにより、関係会社株式売却損を特別損失へ計上する見込みです。

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により平成30年2月期の個別業績において、関係会社株式売却損61百万円が発生する予定です。

(平成29年10月13日提出の臨時報告書)

提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

(1)当該事象の発生日

平成29年10月4日（取締役会決議日）

(2)当該事象の内容

当社は平成29年8月25日付開催の取締役会において、株式会社ピーアールライフの株式1,530株を株式会社ドリームデベロップメントへ譲渡することを決議いたしました。連結の損益影響額を精査中でありましたが、平成29年10月4日の取締役会におきまして、第2四半期連結期間に特別損失が44百万円発生することとなりました。

(3)該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成30年2月期の連結業績において関係会社株式売却損が44百万円発生することになりました。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日	平成29年5月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第3四半期)	自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日	平成30年1月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年5月25日

株式会社ファステップス
取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山	口	高	志
指定社員 業務執行社員	公認会計士	來	嶋	真	也

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファステップス及び連結子会社の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において売上高の著しい減少、重要な営業損失、経常損失及び親会社に帰属する当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。また、エムアンドケイ株式会社の株式譲渡代金の一括返済を求められている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は村井幸生氏より平成29年3月9日にエムアンドケイ株式会社の株式譲渡代金の残金の支払いを求める仮差押を東京地方裁判所に申し立てられており、平成29年3月9日に同裁判所において、債権仮差押が決定された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファステップスの平成29年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ファステップスが平成29年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月25日

株式会社ファステップス
取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山	口	高	志
指定社員 業務執行社員	公認会計士	來	嶋	真	也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファステップスの平成29年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、また、エムアンドケイ株式会社の株式譲渡代金の一括返済を求められている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は村井幸生氏より平成29年3月9日にエムアンドケイ株式会社の株式譲渡代金の残金の支払いを求める仮差押を東京地方裁判所に申し立てられており、平成29年3月9日に同裁判所において、債権仮差押が決定された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 1月12日

株式会社ファステップス
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年3月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファステップス及び連結子会社の平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度および当第3四半期連結累計期間において、売上高が著しく減少し、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期（当期）純損失を計上している。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成29年2月28日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成29年1月12日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成29年5月25日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。